



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 28 日 (火)  
第 8 4 2 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	肥料の登録 (596) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (597) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (598・599) (経済通商総室) . . . . . 3
	鳥取県職場環境等実態調査の実施 (600) (雇用人材総室) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (601) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第596号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年 8 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登 録 番 号	肥料の種類	肥料の名称	保 証 成 分 量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第548号	混合有機質 肥料	アミノの力	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成24年 8 月10日

## 鳥取県告示第597号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年 8 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 研修及び講習を行う者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8-2
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市松並町二丁目160
- 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
  - 第1型研修  
日時 平成24年11月11日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 倉吉市駄経寺212-5 鳥取県立倉吉未来中心
  - 第1型講習  
日時 平成24年10月28日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 倉吉市駄経寺212-5 鳥取県立倉吉未来中心
  - 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、（1）又は（2）の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
  - レポートの提出締切日 平成24年12月21日（金）
  - 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

## 5 受講申込み期間

- (1) 第1型研修 平成24年10月22日(月)から同年11月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 第1型講習 平成24年10月1日(月)から同月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 第2型講習 平成24年11月12日(月)から同月22日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

## 6 受講料

研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

## 7 受講申込み先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

---

**鳥取県告示第598号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合羽合店

東伯郡湯梨浜町長瀬789-1外

## 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4

## 4 変更年月日

平成24年8月3日

## 5 変更する理由

既存店舗敷地内において新たに建築する別棟の設置者を追加するため

## 6 届出年月日

平成24年8月3日

## 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

## 8 縦覧に供する期間

平成24年8月28日から4月間

## 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

東伯郡湯梨浜町大字久留19-1 湯梨浜町産業振興課

#### 10 意見書の提出

湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合羽合店

東伯郡湯梨浜町長瀬789-1外

#### 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4

#### 3 変更する事項

##### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 1,441平方メートル

変更後 2,440平方メートル

##### (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 7の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 219台

変更後 161台

##### イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 7の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 6台

変更後 33台

##### ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 7の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 112平方メートル

変更後 224平方メートル

##### エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 7の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 26.25立方メートル

変更後 32.01立方メートル

#### 4 変更年月日

平成25年4月4日

- 5 変更する理由  
ドラッグストアを誘致し増床するため
- 6 届出年月日  
平成24年 8 月 3 日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年 8 月28日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県民局  
東伯郡湯梨浜町大字久留19- 1 湯梨浜町産業振興課
- 10 意見書の提出  
湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第600号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年 8 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県職場環境等実態調査
- 2 調査の目的  
県内の民営事業所における休暇制度、育児・介護休業制度、ポジティブアクションの促進状況等の職場環境の実態を調査し、今後の労政福祉施策の基礎資料とすること
- 3 調査対象の範囲  
日本標準産業分類（大分類）において、以下の産業に属する鳥取県内の民営事業所  
C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項  
週休2日制、変形労働時間制、年次有給休暇、休暇制度、育児・介護休業制度、仕事と生活の調和、ポジティブアクションの促進状況、セクシュアルハラスメント対策、高齢者の雇用確保措置に関する事項
  - (2) その基準となる期日  
平成24年 9 月 1 日（土）
- 5 報告を求める者  
平成21年経済センサス - 基礎調査によって得られた事業所及び企業の名簿より無作為に抽出した常用雇用者

規模10人以上の1,500民営事業所

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室が、調査票を郵便にて発送、回収する。

7 報告を求める期間

平成24年9月1日から同月21日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

県ホームページ上で公表する。

鳥取県告示第601号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月28日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島366-7	ヘルパーステーショ ントマトとっとり	鳥取市千代水四丁 目68	同行援護	平成24年9月 1日